**平成２７年（フ）第１２９２号**
さいたま市大宮区三橋４丁目128番地　ザ・グレース大宮Ｂ303、旧住所新潟県佐渡市羽茂亀脇140番地10
債務者　松浦　　護
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月29日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２７年（フ）第１３５１号**
埼玉県志木市中宗岡１丁目14番38号　抜井荘105号
債務者　佐藤　義男
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月29日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２７年（フ）第１３７０号**
埼玉県鴻巣市大間２丁目５番16号
債務者　熊谷あゆみ
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月29日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２７年（フ）第１３７５号**
さいたま市北区櫛引町２丁目444番地　三村アパート２階
債務者　熊谷　政治
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月29日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２７年（フ）第１３８０号**
さいたま市南区大字太田窪3508番地１　フラットⅡ101
債務者　竹村　敏惠（旧姓蒲生田）
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月29日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２７年（フ）第１４１５号**
さいたま市岩槻区美幸町４番18号
債務者　岩崎　文枝（旧姓片岡）
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月29日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２７年（フ）第５０４号**
埼玉県春日部市南４丁目15番12号
債務者　田村ひろ子
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月29日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２７年（フ）第５５３号**
埼玉県三郷市新和２丁目11番地
債務者　中尾美紀子
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月29日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２７年（フ）第５６３号**
埼玉県三郷市高州１丁目275番地　メゾン中川202
債務者　渡邊　康子
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月29日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２７年（フ）第９８０号**
千葉県船橋市上山町２丁目463番地７シャーロットタウンⅡ―102号
債務者　稲川　　仁
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月29日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２７年（フ）第９８号**
千葉県君津市久保３丁目９番11号　102
債務者　山下　　徹
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月29日まで千葉地方裁判所木更津支部

**平成２７年（フ）第２８８号**
金沢市芳斉２丁目15番15号　奥野第一ビル406号、従前の住所金沢市東山３丁目13番17号
債務者　瀧川　芳晴
1　決定年月日時　平成27年12月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月29日まで金沢地方裁判所民事部

**平成２７年（フ）第１８５３号**
名古屋市守山区小幡中３丁目20番Ｉ―305号（守山住宅）
債務者　舘谷　有紀
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月29日まで名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２７年（フ）第３０１号**
奈良市秋篠町1232番地の１　ハピネスハイツ101号
債務者　熊木　清美（旧姓和田）
1　決定年月日時　平成27年12月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月29日まで奈良地方裁判所

**平成２７年（フ）第２１５号**
徳島県徳島市西新浜町２丁目２番48号、旧住所徳島県阿波市吉野町西条字築地42番地１メゾンロアールⅡＣ201号、徳島県阿波市吉野町西条字築地112番地
債務者　山崎　桃子
1　決定年月日時　平成27年12月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月29日まで徳島地方裁判所民事部

**平成２７年（フ）第２１８号**
徳島県徳島市末広４丁目１番３―404号　渭東ハイツ、旧住所徳島県徳島市山城町東浜傍示１番地の15
債務者　金原　美子
1　決定年月日時　平成27年12月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月29日まで徳島地方裁判所民事部